

## 聖泉大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、聖泉大学研究倫理規程第14条第4項に基づき、聖泉大学(以下「本学」という。)における研究倫理教育、研究費により行われる研究活動上の不正行為(以下「不正行為」という。)の防止および不正行為が発生した場合の措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意により行われたものではないことが根拠をもって明らかにされた場合、新たな研究成果により従来の仮設や研究成果が否定された場合、および科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合等は不正行為には当たらないものとする。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のデータ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を掲げ又は著者としての資格を有する者を除外する行為
- (5) 不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為
- (6) その他、研究の実施または研究費の使用にあたり法令および関係規則に違反する行為

(不正防止計画推進部署)

第3条 本学において、本学全体の観点から不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定・推進する部署として、不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、本学不正防止委員会(以下「不正防止委員会」という。)をもって充て、不正防止委員会の運営については、別に定める。

(不正行為に関する申立て)

第4条 第2条に定める不正行為が行われ、または恐れがあると疑われる場合は、何人も学長に申立てを行うことができるものとする。

(不正行為に関する相談室の設置)

第5条 前条の規程による申立てに対応するため、不正行為に関する相談室を学長の権限のもとで事務部内に設置する。

(研究費の使用に関する相談窓口)

第6条 研究費の使用に関する研究代表者等からの事務手続きに関する相談窓口を教務課に置く。

- 2 不正申立て等の制度を機能させるため、取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続き等）について、ホームページ等で公表する。

(予備調査の実施)

第7条 学長は、第5条の規程により申立てを受け付け、受理した場合は、速やかに不正防止委員会を開催し、予備調査を行うものとする。

(本調査の実施)

第8条 学長は、前条の規程による予備調査の結果に基づき、本調査の実施をすべきか否かを決定するものとする。

- 2 前項の場合において、学長は、本調査の実施を決定したときは、速やかに不正防止委員会のもとに調査専門委員会（以下「調査専門委員会」という。）を設置し、申し立てについての調査を行うこととし、その旨を、申立者および不正行為の疑義がある者（以下「被申立者」という。）に対し通知するものとする。
- 3 調査専門委員会の委員は、本学及び申立て者、被申立者と直性利害関係を有しない者とし、第三者の外部調査委員を置くものとする。

(配分機関への報告及び協力)

第9条 本学は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。

- 2 申立て等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。また、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。
- 4 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査専門委員会に対する異議申立て)

第10条 学長は、前条第2項に基づき開催される調査専門委員会を申立者および被申立者に通知するものとする。

- 2 調査専門委員会の委員の構成に対し異議がある申立者および被申立者は、通知を受けた日から10日以内に学長に異議申立てをすることができる。
- 3 前項の規程に基づき、異議申立てがあった場合において、学長は申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を調査専門委

委員会の審議から除外するとともに、その旨を申立者および被申立者に通知するものとする。

(調査時の措置)

第 11 条 学長は、第 7 条に規程する予備調査を実施するために必要と認めるときは、申立者、被申立者その他関係者に対し、次の各号に定める措置を要請することができる。

- (1) 事実関係の聴取
- (2) 関係資料等の提出
- (3) 研究費使用の一時停止
- (4) その他必要な措置

(調査への協力等)

第 12 条 申立者、被申立者その他関係者は、予備調査および本調査に誠実に協力しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）に対し、情報提供を理由とする不利益な取扱いを受けることのないよう、必要な措置をとるものとする。

(被申立者からの意見聴取)

第 13 条 調査専門委員会は、不正行為の調査を実施し、被申立者からの意見聴取を行わなければならない。

(申立者および被申立者の保護)

第 14 条 学長は、調査協力者が、申立内容および調査内容について、調査結果の公表までに申立者および被申立者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう徹底するものとする。

(不正行為の認定)

第 15 条 調査専門委員会は、第 12 条に規程する意見聴取において被申立者が行う説明を受けるとともに、証拠、証言、被申立者の自認等を総合的に判断して、不正行為か否かの調査を行うものとする。

- 2 不正防止委員会は、この結果をうけて、不正行為かどうかの認定を行い、その結果を速やかに申立者および被申立者に通知するものとする。

(認定に対する不服申立て)

第 16 条 被申立者は、前条第 2 項の規程により通知された内容に不服がある場合は、通知を受けた日から 10 日以内に不正防止委員会に対し、不服を申し立てることができる。

- 2 不正防止委員会は、不服申立ての内容を精査し、必要と認める場合は 30 日以内に再調査を実施するものとする。

(再調査に関する事項)

第 17 条 不正防止委員会が、再調査を行う決定を行った場合には、被申立者は、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力するものとする。

2 被申立者から前項に規程する協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができるものとする。

(不正行為が認定された場合の措置)

第 18 条 学長は、不正防止委員会が、被申立者の不正行為について事実であると認定したときは、この事実について公表し、直ちに当該研究費の使用を中止し、速やかに資金配分機関に報告するものとする。

2 不正行為を行った者および不正行為に協力したと認定された者の処遇については、不正防止委員会の意見をもとに理事長が学園就業規則の定めるところにより行うものとする。

(不正行為が認定されなかった場合の措置)

第 19 条 学長は、不正防止委員会が、被申立者の不正行為について事実であると認定しなかった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。

(悪意に基づく申立ての認定)

第 20 条 学長は、不正行為が認定されなかった場合において、申立者が悪意に基づく申立てをしていたと認定したときは、申立者の所属および氏名を公表するものとする。

2 悪意に基づく申立てと認定した者の処遇については、第 17 条 2 項に準じるものとする。

(被申立者の名誉回復)

第 21 条 学長は、不正行為が認定されなかった場合は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知し、被申立者の名誉を回復するため、および不利益が生じないために必要かつ十分な措置をとるものとする。

(取引業者に対する措置)

第 22 条 本学は、公的研究費の不正使用に関与した取引業者については、必要に応じて取引停止等の措置を講じる。

(内部監査)

第 23 条 最高管理責任者は、本学における研究活動上の不正行為の防止に関して、経理的な側面および業務の有効性、効率性といった観点から内部監査を実施することにより、モニタリングを徹底する。

2 前項の内部監査に関し、必要な事項は別に定める。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為に関する取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成19年11月6日から施行する。

附則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する